

# 避難所開設・運営マニュアル別冊

(新型コロナ禍版)

令和2年6月

西成区

## 目次

1	避難所の開設	2ページ
2	避難者の受付	2ページ
3	熱咳等症状者用スペースの設置・運営	6ページ
4	一般スペースの設置・運営	8ページ
5	入所後の留意点、周知事項	9ページ
6	訪問者の受入れ	11ページ
7	在宅避難者、車中泊避難者等への対応	11ページ
8	避難所運営の留意点	11ページ
9	必要物品の準備	12ページ

## 資料

呼び掛け文（例）	感染症バージョン 開設準備中・入口時
様式別 1	避難所での生活ルール（例）
様式別 2	避難者の受付ルール
様式別 3	組織表
様式別 4-1	避難者受付簿 B（一般スペース受付用）
様式別 4-2	避難者受付表 C（療養スペース用）
様式別 5	清掃に関するルール（例）
様式別 6	トイレの使用ルール（例）
様式別 7-1	傷病者リスト
様式別 7-2	療養者リスト
様式別 8	備蓄物資一覧（コロナ対策用）
様式別 9	まいにちチェックリスト
様式別 10	避難所状況報告書
様式別 11	出入者管理簿（避難者用）
様式別 12	出入者管理簿（訪問者用）
様式別 13	体調確認票（総合受付用）
様式別 14	健康記録表（担当者用）

本マニュアル別冊は、新型コロナウイルス感染症が収束しない時期に、大規模な災害が発生して、避難所を開設することになった場合、避難所における感染拡大の防止を目的にまとめたものです。

なお、一般的な避難所開設・運営は「避難所運営マニュアル」を参照してください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

# 「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と十分な距離を取る!

2メートル

窓やドアを開けこまめに換気を!

屋外でも密集するような運動は避けましょう!  
少人数の散歩やジョギングなどは大丈夫

飲食店でも距離を取りましょう!

- ・ 多人数での会食は避ける
- ・ 隣と一つ飛ばしに座る
- ・ 互い違いに座る

会話をするときにはマスクをつけましょう!

5分間の会話は1回の咳と同じ

電車やエレベーターでは会話を慎みましょう!



厚労省 コロナ



検索

厚生労働省フリーダイヤル

0120-565653



# 1 避難所の開設

新型コロナ禍では拡大防止の観点から、避難所の開設期間は、災害救助法に基づく内閣府告示による日数（7日以内）を基本とし、避難所の閉鎖時期を開設時から避難者に説明し理解と協力を得ることが必要です。

また、「一般避難者」と「熱咳等症状者」が接触しないよう、施設管理者と協議のうえ、避難所内に一般の避難スペースとは別に、熱咳等症状者専用の療養（隔離）スペースを設置します。

なお、自宅建物が被災しているときなど引き続き避難が必要は方については、応急仮設住宅などに入所していただきます。

※「熱咳等症状者」とは・・・  
・37.5℃以上の発熱のある方  
・咳、くしゃみなどの症状のある方

応急仮設住宅への入居については、対象となる要件があり、時間を要することが見込まれます。

## 2 避難者の受付

### (1) 受付の考え方

避難所の入り口において、総合受付を設置します。事前に検温している人は申告で、検温していない人は非接触型体温計で体温測定を行い、聞き取りによって体調確認票（様式別13）による体調を確認し、「一般避難者」と「熱咳等症状者」に振分けます。

- ・総合受付では、検温する担当と体調確認票（様式別13）を記載する担当の2人1組で行います。
- ・避難者は、総合受付で振分け指示を受け、返却された体調確認票（様式別13）を受け取り、一般避難者スペース、又は療養スペースの受付に持参します。
- ・避難所を運営する者は、施設の安全確認、受付の準備が整うまで、拡声器やメガホンを利用し大きな声で「一般避難者」と「熱咳等症状者」にわかれてグラウンド等で待機すること、混雑した状況であっても、2メートル程度間隔を空けて並んでもらうこと、発熱や体調が悪い方は申し出ることを、掲示するとともに繰り返しアナウンスします。（呼びかけ文例感染症バージョン）
- ・すべての受付において、受付担当者はマスク（フェイスシールド）と手袋を必ず着用します。避難者は消毒液で手指を消毒していただき、マスクを着用していない人は備蓄のマスクを着用します。





## (2) 受付の準備

- ・ 備蓄倉庫から、A セット（総合受付用）、B セット（一般避難者受付用）、C セット（熱咳等症状者受付用）、長机、椅子、筆記用具、避難者用筆記用具、大型ごみ袋、レジ袋を取り出します。
- ・ 総合受付（A セット）を設置します。
- ・ 総合受付から次へ進む、一般避難者（B セット）・熱咳等症状者受付（C セット）の2箇所を設置します。（「受付」と表示）
- ・ 記載台を設ける場合は、避難者同士が、1m（できれば2m）の間隔を保つよう記載台を配置します。
- ・ 受付までの待合にも1m（できれば2m）の間隔ごとにテープで印をつける。
- ・ 筆記用具等共用物品は、使用後毎回、次亜塩素酸ナトリウム液を含ませたペーパータオルでふき取ります。
- ・ 受付場所等に避難所配置図、避難所での生活ルール（様式別1）、新型コロナ禍であること、避難所開設日数は災害救助法に基づく内閣府告示による日数（7日以内）を基本であることを、目立つ場所に張り紙を掲示するなどして周知を図ります。

- A セット内容……非接触用体温計、消毒液、マスク（フェイスシールド）、ビニールシート、体調確認票（様式別13）筆記用具、養生テープ
- B セット内容……マスク（フェイスシールド）、ビニールシート、ビニール手袋、避難者受付名簿 B（一般者用）（様式別4-1）、筆記用具、養生テープ、消毒液
- C セット内容……マスク（フェイスシールド）、ビニールシート、ビニール手袋、避難者受付名簿 C（熱咳等症者用）（様式別4-2）、筆記用具、養生テープ、消毒液

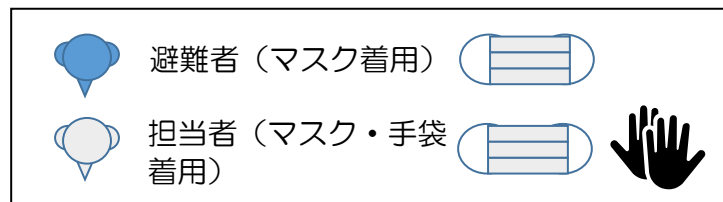
## 受付の手順

### 総合受付

- ・避難者の受付ルール（様式別2）に沿って行います。
  - ・避難者にアルコール消毒、マスク着用の声掛け、検温チェックをします。
  - ・体調確認票（様式別13）へ記入（感染防止のため1人1枚）します。
  - ・体調確認票（様式別13）の内容を確認し、該当場所（一般避難者受付）（熱咳症状者受付）へ案内します。
  - ・筆記用具、共用物品は、使用後毎回、次亜塩素酸ナトリウム液を含ませたペーパータオルでふき取ります。
- ※ 体調確認票（様式別13）に問題がなくても、3密の回避、手洗い、アルコール消毒、マスク着用を守るように注意喚起します。
- ※ 介護や介助が必要な、高齢者や障がいを持つ世帯、妊婦・乳幼児世帯が来所した場合は、優先的に対応します。
- ※ 受付で、新型コロナに感染の疑いのある方、また濃厚接触のある方に申告を受けた場合は、速やかに区本部（保健福祉班）に報告し、区指定コロナ避難所等への移動などの対応をします。

#### ① 総合受付（例）

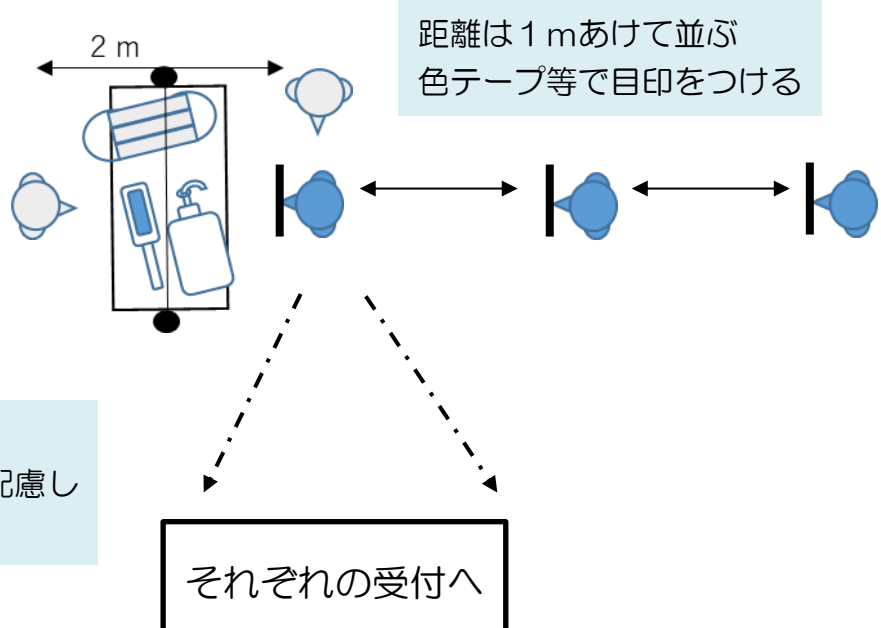
#### Aセット使用



避難者と担当者の  
距離は2mあけます

マスク着用  
アルコール消毒  
検温チェック

体調や足腰の悪い人には  
椅子に座ってもらうなど配慮し  
優先的に対応します

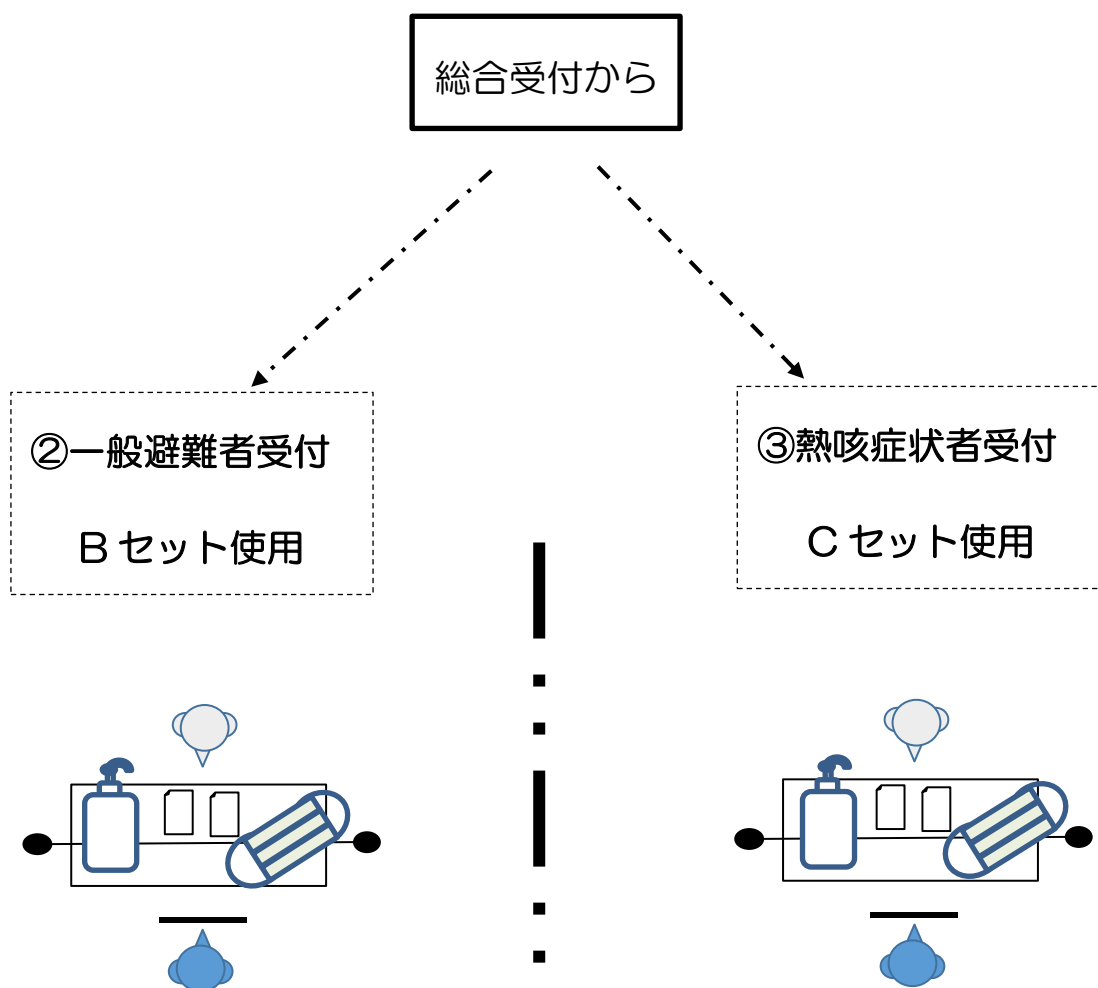


## 各受付（一般避難者・熱咳症状者）

・各受付（一般避難者受付）（熱咳症状者受付）では、総合受付からの体調確認票の提出により、避難者受付簿に記載し避難者をそれぞれのスペースに案内します。

※ 避難者には、まいにちチェックシート（様式別 9）を配り、健康管理を行うよう伝えます。

※ それぞれのスペース入り口には、消毒マットを敷いています。その上を通過後、靴を脱いで部屋に入ります。（入口に設置している下駄箱を使用し、下駄箱がない場合は、ビニール袋に入れ各自で保管します）



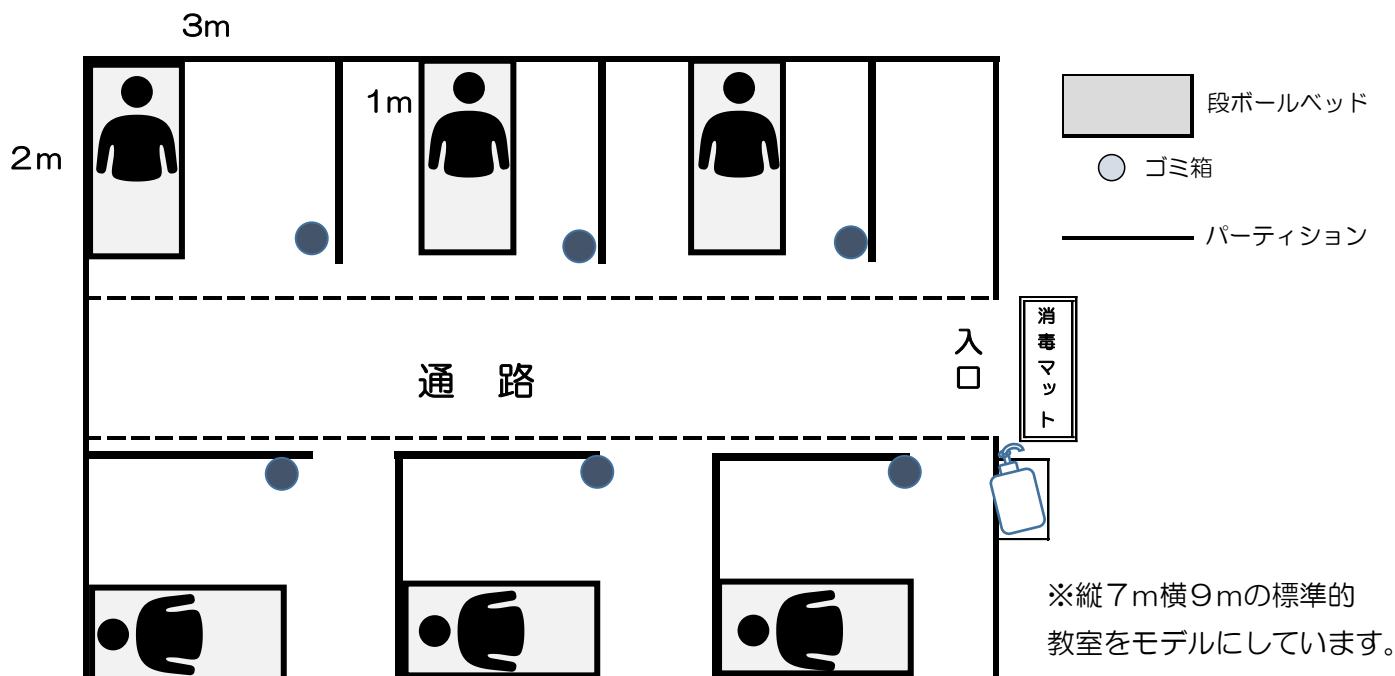
④ 受付終了後、それぞれの該当するスペース（一般避難者スペース）（熱咳症状者スペース）へ案内します。

### 3 熱咳等症状者用スペース（以下「療養スペース」という）の設置・運営

#### (1) 療養スペースの設置

- ・ 備蓄倉庫より療養スペース用備品ケースを取出し、療養スペースを設置します。
- ・ トイレや手洗い場、動線を一般スペースと完全に分けます。
- ・ 一般避難スペースとできるだけ離れた専用室を設け、階段などを共用しないよう階段を指定し、動線分離を図ります。
- ・ 療養スペースの周辺をカラーコーンなどで立ち入り制限エリアとし、目で見えてわかるようにします。
- ・ 一人当たりのスペースは、概ね6㎡を基本とします。
- ・ 寝床の間隔を1m（できれば2m）程離す。可能であれば、パーティションで間を仕切りをします。
- ・ 通路は1m（できれば2m）の幅を取ります。
- ・ 療養スペース出入口に、消毒マット（毛布やバスタオル等でも可）を設置します。
- ・ 出入口付近に、手指用の消毒液を設置します。

#### 教室レイアウト（例）



#### 消毒用マットの作り方

次亜塩素酸ナトリウム液又は、塩素系漂白剤（台所漂白剤等）を濃度 0.05% に薄めたものでマットを浸します。



## (2) 療養スペースの入所

- ・入所時の検温、避難所内での定期的な検温で37.5℃以上の発熱が確認された場合や、体調不良の申し出があった場合は、直ちに療養スペースに案内します。
- ・小学生以下の子供が対象者の場合は、保護者も同伴して移動するようにします。
- ・移動後に発熱が収まった場合や、体調不良が改善した場合でも、一般避難スペースに移動することは不可とします。

注) 出入り口に設置しているマットを必ず踏んでから入所すること。

注) 部屋は土足厳禁とし、用意しておいたビニール袋に個人別に靴を入れる。又は入り口に下駄箱等があれば脱いで入室します。

注) 車いすはマット通過後に、車輪をふき取るようにします。

## (3) 療養スペースの運営

- ・療養スペースは「熱咳等症状者」が入所することとし、当該スペースは、大阪市災害時保健師活動マニュアルを参考に、原則として区職員が対応します。
- ・療養者は必ずマスクを着用し、療養（隔離）スペースから外に出ないこと、指定したトイレ以外を使用しないことを徹底します。
- ・食事の配布は、直接手渡さず、置き場所を決めて配布します。
- ・複数方向の窓を開けるなど、空気の流れができるように定期的に換気を行います。
- ・避難者が個々のスペースを確認できるよう床にビニールテープで印を付けておきます。(共通)
- ・できる限り、ダンボールやパーテーションで個室をつくります。
- ・各避難者にごみ袋を支給し、汚物やごみは密閉しスペース内の所定場所に置いておくようにします。
- ・ごみは、区職員が収集し廃棄場に持って行くようにします。
- ・注意事項については、掲示し周知徹底を図ります。(共通)
- ・入室者を濃厚接触者として扱わなければならない可能性が生じるため、療養室に入室する際は、サージカルマスク、ガウン、手袋、フェイスシールド等を着用することが望ましい。
- ・新型コロナウイルス感染症を疑う場合（以下の厚生労働省・相談の目安、又は陽性者との濃厚な接触歴がある等）は、速やかに区本部（保健福祉班）及び大阪市新型コロナウイルス受診相談センター（電話：06-6647-0641）に報告します。

### 帰国者・接触者相談センター等への相談の目安

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡 2020年5月8日

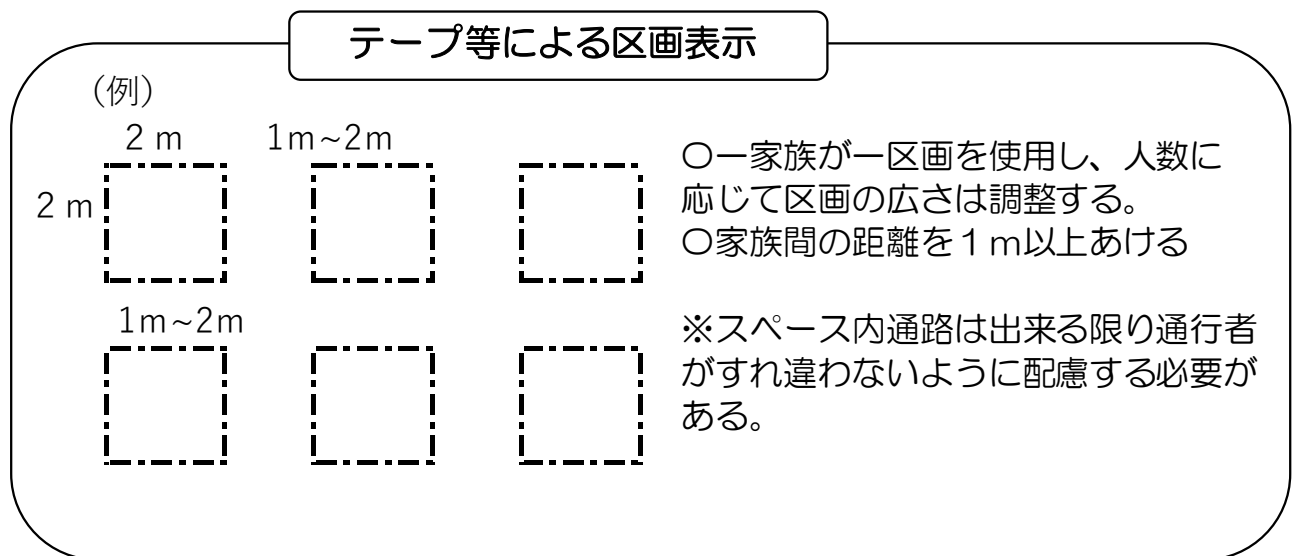
- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合
  - ・重症化しやすい方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
  - ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- スペース内避難者の容態が急変した場合は、救急車を手配します。

## 4 一般スペースの設置・運営

### (1) 一般スペースの設置

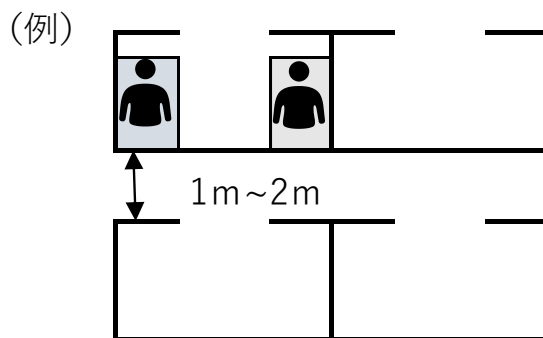
- 体育館は、大きくブロックに分け、寝床の間隔を1 m以上（できれば2 m）程度以上離すか、間をパーテーションで仕切る。

#### 体育館レイアウト（例）



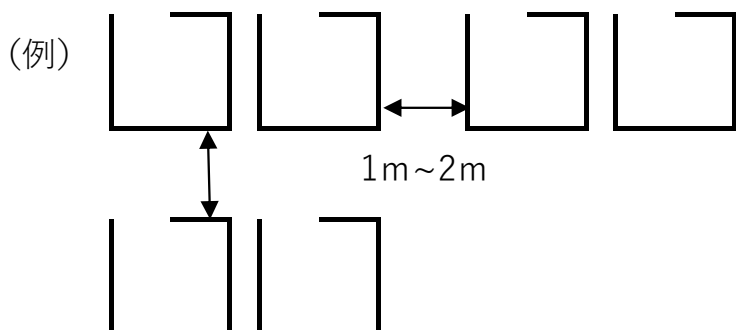
#### パーテーションを利用した場合

○飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーテーションとしプライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



## テントを利用した場合

○テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意することが必要



### (2) 一般スペースの入所

- ・入り口に消毒液に浸したマット（毛布やバスタオルでも可）を敷き、必ず踏んでから入所します。
- ・体育館は土足厳禁とし、用意してあるビニール袋に個人別に靴を入れます。体育館以外の部屋の場合は、消毒されたくつのままで移動します。
- ・車いすは、マット通過後に、車輪をふき取り入室します。
- ・一人当たりのスペースは概ね4㎡を基本とします。
- ・居住スペース間は、少なくとも1m（できれば2m）の距離を保ちます。
- ・入所時の検温、避難所内での定期的な検温で37.5℃以上の発熱が確認された場合や、体調不良の申し出があった場合は、直ちに療養スペースに案内し他の避難者と接触しないようにします。

### (3) 一般スペースの運営

- ・避難所開設・運営マニュアルを参照してください。

## 5 入所後の留意点、周知事項など

### (1) 基本的事項

- ・避難者の健康状態をチェックするため、体温計を常備し、毎日朝、夕には体温測定を行い「まいにちチェックシート」（様式別9）に記載します。
- ・一般避難者用スペースでの避難者で検温の結果、37.5℃以上の発熱がある場合や、咳など異変を感じたら直ちに療養スペースへの移動を促します。
- ・避難所の各所に消毒液を配置するとともに、マスク着用や咳エチケット、うがいや手洗い消毒励行の遵守することを目の付きやすいところに掲示します。

- 手洗いは石鹸又はハンドソープで 30 秒程度しっかり洗うようにします。
- 手をふくタオルは共有せず、個人の持ち物又は使い切りペーパータオルを使用します。
- 高齢者・妊産婦・乳幼児・基礎疾患のある人は壁で仕切られた居室にダンボールベッドやダンボールで間仕切りを設置などに配慮します。

### 正しい手の洗い方

手洗いの前に  
爪は短く切っておきましょう  
時計や指輪を外しておきましょう



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## (2) 注意事項

- マスクは終日着用する。食事などでマスクを外した時は、ポケットに入れたり机などに放置したりしない。
- マスクを触った後は必ず手洗いをする。
- 手洗い後のタオルは、各自の持ち物を使用。使い捨てペーパータオルを利用する場合は、使用後ごみ袋に破棄して、他の人の持ち物に触らない。
- 感染予防の観点からも口腔内を清潔に保つため歯磨きを励行する。
- 面談するときは最低 2m 以上 15 分以上にならないようにする。
- スリッパ等の室内履きも共有しない。
- 食事は家族単位とし、ほかの避難者と集まって食べない。
- 食器は、使い捨てにする。
- ゴミは家族単位で集めて密封し、ごみ集積所に廃棄する。
- 共用で触るところ（ドアノブ、引き戸口、テーブル、窓ガラス、手すり、水道栓等）は、定期的（1 時間毎程度）に消毒液でふき取る。
- 療養スペース避難者のエリアには入らない。
- 感染予防のため、避難所からの外出は必要最小限にする。

### 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



マスクを着用する（口・鼻を覆う）  
ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う  
袖で口・鼻を覆う



何もせずに咳やくしゃみをする  
咳やくしゃみを手でおさえる

### 正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う  
2 ゴムひもを耳にかける  
3 隙間がないよう鼻まで覆う

## 6 訪問者の受入れ

- 新型コロナ禍では、原則として避難スペースに面会者を入れないこととします。
- 面会室を設ける場合は、訪問者が避難所内に入る場合は検温を行い、発熱や咳など感染症の症状がある場合は、入室を断ります。
- 訪問者は、出入者管理簿（訪問者用）（様式別12）を記入します。
- 訪問者は、入室時の手洗い、手指消毒を行います。
- 訪問者がマスクを着用していない場合は、提供します。
- 車いすや介添えで接触が必要な時は、お互いに手洗い消毒を行います。
- テーブル、いすなど触れる場所を使用前、使用後に消毒します。
- 対面での接触は、行わないこととします。
- 電話やメール等で、済むことは訪問を控えるように促します。
- なお、マスクミなどの取材等は、原則として断ることとします。

## 7 在宅避難者、車中泊避難者等への対応

- 感染症流行時には、可能な限り在宅避難や知人宅等避難を呼びかけます。
- 避難者の支援については、避難所で生活する人だけでなく、在宅または車中、テントにて避難生活をされている人も対象とします。
- 在宅避難等を予定されている方には事前に配給等の方法について周知しておきます。

## 8 避難所運営の留意点

### （1）清掃

- 清掃に関するルール（様式別5）を壁に貼ります。
- 多くの人々が触る場所は、定期的（1時間毎程度）に消毒し、見過ごさないように気をつけます。

例：ドアノブ、エレベーターボタン、会話テーブル、椅子、自転車ハンドル、車いすなど

- 消毒液は吹きかけるだけでなく、乾いたペーパータオルなどで拭きとるようにします。
- プラスチックや金属には、3日程度ウイルスが残ることもあるため、定期的に消毒します。
- 拭きとりには、可能であれば、ペーパータオル等の使い捨てが適当です。
- 各自でウェットティッシュや消毒液などを携帯し、常に手やテーブルを消毒できるよ

うにしておきます。

## (2) 食事

- 食品・物資の手渡しは厳禁です。個包装の製品を準備します。
- 避難者が一斉に取りに来ないようにエリア毎に配布します。
- 配布場所にはアルコール消毒液を設置しておきます。

## (3) 運営中の注意

- 開始時と終了時に体温を測り、健康記録表（様式別14）に毎日記録することを徹底します。
- 担当区域（療養スペースと一般スペース）から出ないことを徹底します。
- 集団感染のリスク回避のため、従事時間外も「新しい生活様式」の実践を心がけます。
- 外出から帰ってきたら、屋外で服のほこりをブラッシングします。
- 体調不良などを感じたら、直ちに業務を中断し療養します。

## (4) 避難所で感染症の疑いが発生した場合の備え

- 避難所で感染者が出た場合、避難所を封鎖するかどうか、区本部（保健福祉班）と相談し、必要に応じて接触者は検査を受けるようにします。
- 毎日、療養（隔離）スペース異動者数など感染に関する状況を記録し、必要に応じて保健所に報告できるようにしておきます。

例：避難者の健康状態・外来訪問者の記録・その他気がついたことなど

## (その他)

- 運営スタッフも、5入所後の留意点、周知事項（1）基本的事項（2）注意事項を遵守します。
- 複数方向の窓があれば両方開けるか、窓が1カ所の場合は出入口扉も開ける等空気の流れができるように換気します。（目安：1時間毎、10分）
- ライフライン機能の復旧状況などを迅速に情報提供し、自宅避難を促します。

# 9 必要物品の準備

- 感染防止用に必要な物品を、新たに備蓄する必要があります。
- また、平素から家庭で備蓄している物資に加えて、マスクや体温計、アルコール消毒液などの感染症対策に必要な物質を避難所に持参する必要があります。



### 【参考】避難所開設の事前準備

新型コロナ渦に避難所を開設する際は、避難所の施設管理者や、地域自主防災組織と運営などに関する事前調整や、避難所担当者に対して周知を行っておくことが必要です。

なお、本マニュアル別冊は、令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡、避難所開設・運営ガイドライン別冊（新型コロナ禍版）を参考に作成しています。

## 令和2年4月7日 厚生労働省事務連絡（概要）

### ■避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について（概要）

#### ●可能な限り多くの避難所の開設

通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図り、ホテルや旅館等の活用等も検討

#### ●親戚や友人の家等への避難の検討

可能な場合は親戚や友人の家等への避難検討を周知

#### ●自宅療養者等の避難の検討

感染症の軽症者等は、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討

#### ●避難者の健康状態の確認

避難者の健康状態の確認は、避難所到着時に行うことが望ましい  
避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認

#### ●手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底

#### ●避難所の衛生環境の確保

定期的に清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える

#### ●十分な換気の実施、スペースの確保等

避難所内は、十分な換気に努め、避難者が十分なスペースを確保

#### ●発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保

発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保

症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーンと動線を区分